

2024年7月24日（お知らせ）



令和6年7月9日からの大雨水害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の大雨水害により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域： 島根県 出雲市（適用日：7/9）

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2024年6月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年1月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

（1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

（2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上